

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第19、請願第1号、日本を「海外で戦争する国」にする立法案の廃案への意見書の提出を求める請願書を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

尾崎忠義議員。

議員（尾崎 忠義）

10番、尾崎忠義でございます。

私は、平成27年第3回多度津町議会9月定例会におきまして、9月1日火曜日に提出された請願第1号、日本を「海外で戦争する国」にする立法案の廃案への意見書の提出を求める請願の件について賛成の立場で討論をいたします。

憲法9条を破壊し、日本を「海外で戦争する国」につくり変える戦後最悪の明白な違憲立法である戦争法が安倍政権によって9月19日未明に強行成立されました。

安倍政権による空前の歴史的暴挙に満身の怒りを込めて抗議するものであります。

戦争法は憲法に背き、平和と国民の命を危険にさらし、立憲主義、民主主義、法の支配を根底から覆すものであります。

今回の戦争法は、憲法の平和原則を踏みにじり、地球上のどこであれ「平時」から先制攻撃戦争に至るまで、自衛隊がアメリカ軍のあらゆる戦争を「切れ目なく」支援することを可能にしております。

アメリカ側が「日米が世界中のどこでも共に行動できるようになる」（カータ国防長官）と絶賛した新ガイドライン（日米軍事協力の指針）の実行法であります。

戦争法は、1. 政府の判断でいつでも自衛隊を海外派兵させ、アメリカ軍などの兵たん支援を行う「海外派兵恒久法」（国際平和支援法（新規））、2. 従来の海外派兵法、自衛隊法を全面改悪した「一括法」（平和安全法制整備法）などで構成されております。

内容は複雑多岐にわたります。

大きく分けて、1. アメリカ軍への兵たん支援（派兵恒久法、重要影響事態法（改定）、これらは周辺事態法を地球規模にするものであります。

2. 戦乱が続く地域での治安活動（改定PKO法）、駆けつけ警護など追加されたものでございます。

3. 集団的自衛権の行使（存立危機事態法）、4. 地球規模でのアメリカ軍防護（自衛隊法95条2項改定）などに区分されます。

他に集団的自衛権の行使として、アメリカ軍行動関連措置法など（発動要件の「武力攻撃事態」に集団的自衛権、つまり存立危機事態を追加したものであります。

そして自衛隊法では、アメリカ軍等の武器等防護、自衛隊員の処罰規定を拡大、そして存外邦人「救出」、アメリカ軍への「平時」の物品役務提供などの改定、その他として船舶検査法、国家安全保障会議設置などの改定でございます。

今回世論調査で6割から7割に上る「今国会成立反対」の国民の声も圧倒的多数の憲法学者、最高裁判所や内閣法制局の元長官らの「憲法違反」との指摘もすべて無視し、戦争法の成立を強行した安倍政権の独裁政治を決して許すわけにはいきません。

安倍政権は戦争法について「国民の命と平和な暮らしを守りぬくため絶対必要」と繰り返してきました。

しかし4カ月近くの国会審議で明らかになったのは「国民の命と暮らしを重大な危険にさらすため廃止が絶対に必要な」法律だということです。

歴代政府の憲法解釈を180度覆し、戦争法に盛り込まれた集団的自衛権の行使は「存立危機事態」と判断すれば、日本が直接武力攻撃を受けていないのに、海外で武力を行使するというものであります。

アメリカがベトナム戦争やイラク戦争のような無法な先制攻撃の戦争を仕掛けた際、アメリカの武力行使に戦後一度も反対したことがない日本がアメリカの言われるままに参戦し、自衛隊がアメリカ軍と肩を並べて戦闘に乗り出す危険が生まれます。

相手国が日本に攻撃の矛先を向けてくることも避けられません。

「日本の防衛に資する」との口実で世界中どこでも平時からアメリカ軍を防護し、アメリカ軍が攻撃されれば自衛隊は反撃できるようになります。

現場の判断で自体が拡大をし、戦争状態になる恐れがあります。

戦争法は海外で戦争をしているアメリカ軍の「後方支援」つまり兵站も定めています。

「非戦闘地域」での活動に限るという「歯止め」を外し、これまで戦闘地域とされていた場所であっても自衛隊が弾薬の補給や武器の輸送などあらゆる兵站を行うことが可能になります。

兵站は武力の行使と不可分であり、国際法上合法的な軍事目標です。政府は自衛隊が攻撃を受ければ武器を使用することを認めており、戦闘に発展することは必至です。

自衛隊が、国連が統括しない多国籍部隊に参加し、戦乱がなお続く地域で「治安維持」や「駆けつけ警護」の任務に就いて武器の使用もできるようになります。

多数の戦死者を出したアフガニスタンでの I S A F（国際治安支援部隊）のような活動にも参加する危険があります。

安倍政権は国会審議で戦争法が「絶対に必要」な根拠として挙げてきた「ホルムズ海峡の機雷除去」や「邦人輸送中の米艦防護」という例が非現実的な想定であることを自ら認め「立法事実」を示せなくなりました。

戦争法の狙いが世界のどこであれ、アメリカ軍とともに戦争に乗り出すことにあるのはいよいよ明らかです。

自衛隊創設以来1人の外国人も殺さず、1人の戦死者も出していない戦後の平和の歩みを断ち切らせてはなりません。

また統合幕僚幹部の内部文書も明らかになり、自国民より米国最優先で暴走、従属の実態も判明し、本質は日米軍事協力指針（ガイドライン）実行法となっています。

戦争法は公布から6カ月以内の施行となり、内部文書のスケジュール表で示されていた運用計画が来年春にも実行に移され、訓練の加速、任務拡大が施行されようとしております。

政府は選挙での多数派で構成され、立法は最後には多数決で決められます。

しかし「多数」が常に正しいわけではありません。

「多数」に立脚した国家を憲法が縛り、暴走を止めるのが「立憲主義」であります。

しかし安倍政権が行った一片の「閣議決定」による解釈改憲は、時の政権が憲法を都合のいいように、いくらでも解釈できる道を開いてしまいました。

憲法の上に政府を置く独裁政治に繋がるものであります。

立憲主義の否定こそ、これだけの国民が民主主義の危険を感じて立ちあがった最大の要因と言えます。

日本中に大きく広がった国民的共同を更に発展させるべきであります。

この戦争法を一刻も早く廃止に追い込み、その大本にある昨年7月の閣議決定を撤回させ、それを実現する新しい政府をつくるため力を合わせようではありませんか。

戦争法の強行成立のもとでも違憲の法律は廃止以外にないので、従って私は総務教育常任委員会に付託された請願第1号の表題の案を削除訂正した文面での

「日本を海外で戦争する国」にする立法の廃止への意見書の提出を求める請願については採択すべきであり、賛成をいたします。

以上。

議長（志村 忠昭）

次に、原案に反対者の発言を許します。

塩野拓二君。

議員（塩野 拓二）

ただ今、日本を「海外で戦争する国」にする立法案の廃案への意見書の提出を求める請願書についてであります。去る9月19日の参議院本会議にて安全保障関連法案が可決成立したので、意見書の提出の意味がないと私は判断いたします。

よって意見書の提出の請願には反対いたします。

以上です。

議長（志村 忠昭）

他に、討論はありませんか。

村岡議員。

議員（村岡 清邦）

事態が急変をしたということで若干請願の文言等が変更になる、こういったことは理解できますが、提案されている内容をそのものは私共が提案をさせていただいております。

しかしながら自体が急変したということで、文言の訂正等の時間がなかったということで、私はこの請願につきましては内容的には賛成ですが退席をさせていただきたいと思っております。

よろしくお願い致します。

（村岡清邦議員、退席）

議長（志村 忠昭）

他に討論は。

渡邊議員。

議員（渡邊 美喜子）

今先程、村岡議員さんがおしゃってた部分に関して同感でございますので、私も退席させていただきます。

（渡邊美喜子議員、退席）

議長（志村 忠昭）

他に討論はありませんか。

隅岡議員。

議員（隅岡 美子）

今回の日本を「海外で戦争する国」にする立法案の廃案への意見書の提出を求める請願書について、本来であれば反対の立場で討論をしたいところではありますが、19日未明の参議院本会議で自民公明の与党両党と日本を元気にする会、次世代の党、新党改革の野党3党などの賛成多数により可決成立をいたしました。

成立をした以上討論をしても無意味だと考えますので討論はいたしません。以上です。

議長（志村 忠昭）

他に討論はありませんか。

無いようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより請願第1号についてを採決いたします。

請願第1号に対する委員長報告は、不採択です。

請願第1号を採択することに賛成の方は、起立をお願い致します。

（起立少数）

議長（志村 忠昭）

起立少数です。

よって、請願は不採択する事に、決定いたしました。